

たき火や野焼きも制限の対象です！

林野火災注意報 ・ 林野火災警報 の 運用を開始しています

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災、同年3月に発生した愛媛県今治市の林野火災をはじめ、近年、全国で林野火災が多発しています。その原因の多くは、たき火や火入れなど、人の行為による

ものです。この状況を踏まえ、伊予消防等事務組合火災予防条例を改正し、林野火災などの予防を目的とした「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を1月1日から開始しています。

林野火災注意報

降水量や乾燥といった条件により、林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況。

下の「火の使用制限」にあたる行為は控えてください。

※ 努力義務です。

林野火災警報

林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表され、林野火災が大規模化しやすい危険な状況。

下の「火の使用制限」にあたる行為は**禁止**です。

※ **義務**です。罰則があります。



「火の使用制限」とは

下の行為が「火の使用の制限」です。

- ・山林、原野での火入れ(野焼き含む)
- ・裸火の消費
- ・屋外での火遊びまたはたき火
- ・屋外での引火や爆発する恐れがある物品その他の可燃物の付近での喫煙
- ・ざんか残火(たばこの吸殻を含む)、とりばい取灰またはひこ火粉の始末



制限に従わなかった場合

林野火災注意報は、罰則の伴わない努力義務です。一方、林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対し、30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

発令状況の周知方法

伊予消防等事務組合消防本部ホームページ(下のQRコード)で確認できるほか、防災行政無線による放送や消防車両による広報活動を実施します。



Check たき火にあたる行為

「火災と紛らわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出」が必要な行為に「たき火」が含まれることになりました。どのよ

うな行為がたき火にあたるかは、伊予消防等事務組合消防本部ホームページ(右のQRコード)を確認してください。

